The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ユニドロワ国際商事契約原則と契約法の調和 ： 日本の場合
Author(s)	黄, 軔霆
Citation	国際公共政策研究. 2016, 21(1), p. 85-92
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57771
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ユニドロワ国際商事契約原則と契約法の調和～日本の場合

PICC as a Model for Harmonization of Contract Law: a Study on Japanese Law

黄　軔霆*

HUANG Renting *

Abstract

This paper aims to evaluate the influence of PICC on Japanese contract law as a model of general rules for international commercial contracts. The author first clarifies the distinction between PICC and Japanese law by some comparative study on important rules and major aspects of these two sets of rules. References are also made to corresponding new rules and revisions in the bill to revise the Japanese Civil Code pending in the Congress. It is concluded that rules in Japanese contract law that are clearly different from those in PICC are limited, and the amendment bill is helpful in sense of harmonization of contract law.

キーワード：国際取引、ユニドロワ国際商事契約原則、契約法、法の統一、法の調和

Keywords：　International Trade, PICC, Contract Law, Unification of Law, Harmonization of Law

*帝塚山大学法学部教授

1. はじめに

筆者は野村美明先生の取り計らいで、2006年より2015年までの10年間、大阪大学法学部及び大学院法学研究科で「国際契約法」の科目を非常勤で担当した。この授業は、日本民法と比較しながら、国際的な契約法の一般原則として、ユニドロワ国際商事契約原則（UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts、以下「PICC」という。）を学ぶものであった。このような講述手法を取るにあたって、1980年「国際物品売買契約に関する国連条約」（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods、以下「CISG」という。）と日本の売買法を詳細に比較検討した野村先生の論考[1]が大いに参考になった。

本稿は、これまでの講義内容を踏まえ、中身は遠く及ばないことを重々承知のうえ、上記先生の論考のスタイルを取り入れ、PICC と日本民法との比較検討を通じて両者の「距離」を明らかにする。そのうえで、民法改正法案における修正点も考慮に入れて、PICC が国際的な契約法の統一ないし調和に果たす役割が、長い歴史を有する日本法においても機能するかを検討したい。

2. ユニドロワ国際商事契約原則の作成とその性格

2.1：「国際契約法」の誕生への要請

中世以来、地中海貿易を中心に発達してきた商人間の自治的規範および商慣習、いわゆる商人法（lex mercatoria）が、国際取引法の原型でもある。いずれの国にも属さず、越境的な商人法には、国家の力による強制はないが、同じ貿易圏に属する商人集団からの追放という事実上の圧力が、その遵守を担保する。また反対に、同じ商人法への遵守が、同一の市場ないし貿易圏の形成と発展を促進する効果をも有する。

その後、ヨーロッパで近代的な国民国家が誕生するとともに、自治的規範としての商人法は国家法に取り入れられていったが、これは封建制度の下で領地領邦ごとに分割された市場が、国内市場として一体化したため、取引ルールの統一が要請されたことと無関係ではない[2]。つまり、国内市場の一体化が国内取引のルールすなわち国内契約法の統一を必然的に要請し、またこれをもたらすのである。

仮に上記の命題が正当であるとすれば、「国際市場の統合が国際契約法の誕生をもたらす」、という命題は果たして成立するのだろうか。つまり、第2次世界大戦後の経済のグローバル化を背景とした国際市場の統合が進むなかで、国際取引に適合したルールの誕生が要請される、と考えるのが自然であるように思われる。そして、国際取引も契約を中心に展開することを考えれば、ここでいう「ルール」の中核は国際的な契約法であることに間違いはないだろう。

国際的に統一した契約法が誕生すれば、国際取引のコストとリスクを軽減し、より一層国際市場の統合を促進できることに疑問はない。つまり、国際契約法の需要（ニーズ）は充分にあるといえる。しかし、国際契約法の誕生には、大きなハードルが立ちはだかる。国内契約法の立法と違い、国際契約法を制定できる統一した立法権は、国際社会に欠如しているからである。

上記のハードルを乗り越える方法として、まず多国間の条約の締結が考えられる。国際売買という限定された取引分野に関して言えば、2016年7月末現在すでに CISG が85以上の締約国を擁し[3]、

---

[1] 国際法学会編『日本と国際法の100年第7巻国際取引』第2章国際売買（野村美明）。
[2] 山手正史「lex mercatoria についての一考察――その生成と展開および適用プロセス（1）」法学雑誌33巻3号359－361頁も参照。
[3] http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/sale_goods/1980CISG_status.html 参照。なお、CISG は1973年～1979年に行われた GATT 東京ラウンドにおいて輸入関税の更なる引き下げを含む貿易障壁の除去が決定され、国際貿易が一層活発化したのと

成功を収めている。ただ、国際条約の採択には各国の思惑が交差し、多大な困難が伴うのが通常である。売買以外の契約分野で世界的な条約の成功例がないことはその証左である。

では、統一した立法権を必要としない形で、国際契約法を形成することは不可能だろうか。そもそも上述したように、国内契約法は完全に国家による創造物ではなく、商人の間で自発的に発達した商人法を国家法に取り入れた形で制定された経緯を考えれば、国際契約法も、国際取引に適合する普遍的なルールを整理して、法規範として「形式化」し、さらに各国の立法によって「固定化」していく、という方法がありえよう。米国の国内に限定されるが、民間の法律家団体が作成（形式化）し、各州の議会が州法として採択（固定化）した米国統一商法典（Uniform Commercial Code、いわゆる UCC）がこの方法の成功例として挙げることができる。この方法は、国際取引のルールを国内法に取り込み、国内取引のルールと同化するものであり、「国際売買」のみを規律対象とする CISG[4]と比較した場合に、法統一という観点からすればより徹底しているといえる。

2.2：ユニドロワ国際商事契約原則の作成

PICC は、私法統一国際協会（ユニドロワ）によって作成されたものである。ユニドロワは、1926 年に国際連盟の一機関として設立されたものにルーツを持ち、その後 1940 年に政府間協定であるユニドロワ法（UNIDROIT Statute）によって、独立の政府間組織としてローマで再設立され、2016 年 7 月現在では日本を含め 63 の加盟国によって支えられている[5]。

ユニドロワは 1930 年代から、国際売買に関する法の統一を推進してきた。その努力は、戦争による中断などがあったものの、1964 年に 2 つの条約に結実した。「国際物品売買に関するハーグ統一法条約」と「国際物品売買契約の成立に関するハーグ統一法条約」であった。これら両条約はいずれも締約国は 9 カ国にとどまり、国際条約としては成功したとは言えなかったが、国際売買に関する法統一や法調和の重要性は広く認められるようになり、その後国連国際商取引法委員会の下で CISG が採択され成功するに至ったのは前述のとおりである。

一方、ユニドロワは契約ルールの国際的な法統一に向けて、以前に試みた条約という形式にはもはや拘らず、国際取引のニーズに適応した契約法の一般原則をまとめる（形式化する）選択肢を選んだ。すなわち、ユニドロワは、1971 年に契約法の一般原則を作成するよう立案し、1980 年に草案作成のための作業部会を設置した。その際に、大陸法、英米法と社会主義法を含む世界の主要な法体系から多くの契約法及び国際取引法分野の権威ある専門家らが、全員個人の資格で本原則の草案作りに参加した[6]。このように多くの法体系でみられる考え方を反映した PICC の最初のバージョンは、1994 年に作成され（1994 年版）、その後代理、契約上の権利・義務の譲渡、出訴期間、第三者のための契約、相殺の規定などを追加した 2004 年版と、停止条件、解除条件、多数当事者の債権関係の規定などを追加した 2010 年版がそれぞれ作成されている。

2.3：ユニドロワ国際商事契約原則の性格

PICC は、CISG とは異なり、正規の条約ではなく、拘束力のある法規範ではない。しかし、PICC は CISG がカバーしていない売買以外の契約全般に及び、また強行規定を含めた契約法の体系的な構

ほぼ同じ時期に起草、締結されたことは、単なる偶然ではないだろう。
[4] CISG1 条 1 項柱書。
[5] http://www.unidroit.org/より。
[6] 私法統一国際協会著、内田貴ほか訳『UNIDROIT 国際商事契約原則 2010』（商事法務 2013 年）「はじめに（1994 年版）」。

成となっているため、今日では国際商事仲裁を中心に広く利用されている[7]。

PICC の前文によれば、「本原則は、国際商事契約のための一般的準則を定めるものであり」、「国内および国際的分野における立法者のためのモデルとなり得る」[8]。特に後者の点について、ユニドロワの公式解説は、PICC は特に契約法の発達していない国が、契約法を国際標準にアップデートしようとする場合に役立つとしている[9]。日本のように 19 世紀末葉に民法典を制定し、PICC が誕生したごろにはすでに十分に発展した法体系を有する国は、学説はともかく立法や裁判が PICC の作成によって直ちに影響を受けることはあまりない。しかし、途上国で契約法の法整備が進行中の国にとっては、PICC の作成は大きな意義を有するものである。中国 1999 年契約法の制定はその好例である。

1990 年代に、中国は従来にあった 3 つの契約法[10]を全面改正して統一契約法を制定することを決定した[11]。折しも PICC1994 年版が作成され、その公式解説書は中国でいち早く翻訳出版されていた[12]。同解説書が日本で翻訳出版されたのが 10 年後であること[13]を考えればその関心度の違いは一目瞭然である。また、実質的にも、中国契約法の多くの条文は、PICC の規定を取り入れている。例えば、申込みの撤回に関する中国契約法 19 条は、PICC1994 年版 2.4.2[14]と同様である。また、中国契約法は不安の抗弁権と履行期前の解除権の双方を定めているが[15]、この点も PICC1994 年版と同様である[16]。このように、中国契約法は PICC をモデルの一つに、法の統一とまでは言えないとしても、法の調和に向けて歩み始めたと言えよう。

中国法に比べて、体系化した民法典と豊富に蓄積された判例を有する日本法が、PICC のように契約法の一般原則を目指して作成されたものから何かを得ることができるか。これに答えるのに、まず日本の契約法と PICC を比較しその違いを明確にすることが先決である。次には、日本法と PICC の条文上の相違点を中心に、判例学説等も交えて両者の実質的な「距離」を測ってみることにする。

3. ユニドロワ国際商事契約原則と民法との相違点

3.1：契約の交渉と成立

PICC2.1.15「不誠実な交渉」は、契約の交渉を不誠実に行い又は交渉を不誠実に破棄した当事者は、他方当事者が被った損失につき責任を負う旨定めている。民法にはこの点に関する明文規定はないが、判例は信義則上の注意義務に違反したものとして、契約交渉段階における不誠実な交渉による損害賠償責任を認めている[17]。

PICC2.1.1「成立の態様」と 2.1.6「承諾の方法」によれば、契約は申込みに対する承諾（言明その他の行為）、または合意を示すのに十分な当事者の行為によって成立する。民法には類似の明文規定はないが、通説は意思表示としての承諾以外に、意思実現による契約の成立を認めており[18]、PICC と実質的に異ならないと考えられる。

しかし、承諾の効力発生時期について、CISG18 条 2 項、PICC2.1.6(2)を含め、比較法の大勢は到

---

7 国家裁判所ではなく国際商事仲裁を中心に利用されている点について、私法統一国際協会前掲注（6）2 頁。
8 本稿において、特段の説明がない限り、PICC の条文番号は 2010 年版に準拠し、訳文は私法統一国際協会前掲注（6）を参照した。
9 私法統一国際協会前掲注（6）4 頁。
10 「経済契約法」、「渉外経済契約法」と「技術契約法」である。
11 全国人大常委会法制工作委員会民法室編著『「中華人民共和国合同法」及其重要草稿介紹』（法律出版社 2000 年）1－5 頁参照。
12 対外貿易経済合作部条約法律司編訳『国際統一私法協会国際商事契約通則』（法律出版社 1996 年）。
13 曽野和明ほか訳『UNIDROIT 国際商事契約原則』（商事法務 2004 年）。
14 PICC2010 版の 2.1.4（2）。
15 それぞれ 68 条と 94 条 2 号。
16 それぞれ 7.3.4 と 7.3.3。
17 最判昭和 59 年 9 月 18 日民集 142 号 311 頁。
18 たとえば、加藤雅信『新民法体系Ⅳ契約法』（有斐閣 2007 年）36 頁。

達主義であるのに対して、民法 526 条 1 項は発信主義を採用している[19]。また、申込みに変更を加えた承諾については、PICC2.1.11 は、CISG19 条と同様に、その変更が実質的な変更かそうでない変更かに区別して処理し、いわゆる鏡像原則を緩和している。これに対して、民法 528 条は少なくとも法文上は申込みに変更を加えた承諾を承諾ではなく、申込みを拒絶する反対申込みであるに過ぎない旨規定し、厳格な鏡像原則を採っているように読める[20]。

3.2：契約の不履行の意味

PICC7.1.1「不履行の定義」は、「不履行とは、不完全な履行及び履行遅滞を含め、契約上の債務のいずれかが当事者により履行されないこと」と定義し、帰責事由を不履行の要件とはせず、また履行不能か履行遅滞か不完全履行かという不履行の類型による区別もしていない[21]。

これに対して、民法では一般的に、債務不履行はそれに対する救済と一体化して論じられることが多い。債務不履行に対する強制履行（履行請求権）は、伝統的に債権の効力の一つとして捉えられ、債務者の帰責事由は要求されない[22]。これに対して、債務不履行による損害賠償と契約解除については、民法 415 条と 543 条は法文上、履行不能についてのみ帰責事由を必要とするが、通説判例は履行不能以外の履行遅滞と不完全履行（本旨不履行）についても、同様に帰責事由を要すると解されている[23]。もっとも、帰責事由の立証責任は債務者が負う[24]。

3.3：契約不履行の救済

（1）同時履行の抗弁権、不安の抗弁権

PICC7.1.3「履行の留保」は、民法 533 条「同時履行の抗弁」にほぼ相当し、PICC7.3.4「適切な履行に対する相当な担保」に相当する不安の抗弁権は、民法に明文で規定されてはいないが、通説と裁判例で認められている[25]。

（2）強制履行（履行請求権）

PICC 7.2.1「金銭債務の履行」は、金銭債務に対する履行請求権は特に制限されず、履行不能も不可抗力も認めない旨定め、さらに 7.4.9「金銭の不払いに対する利息」(1)は、不払いが（後述する 7.1.7 の不可抗力によって）免責されるか否かを問わず、債権者は利息を請求する権利を有すると定めている[26]。一方、非金銭債務に対する履行請求権は、PICC7.2.2 の下で制限される場面を詳細に列挙している。

これに対して、民法上の履行の強制に関する規定は 414 条であり、金銭債務の強制履行については、PICC と同様に当然に認められ、また 419 条が定めるように履行不能は観念されず、利息の請求に対して不可抗力による免責も認められない[27]。他方、非金銭債務の強制履行について、PICC7.2.2 ほど

---

19 ただし、民法特別法である「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」4 条は、電子承諾通知について到達主義を採用している。ちなみに、民法が発信主義を採用した背景に、民法制定当時に東京と大阪などの商慣習では発信主義が採られていたことがあったとされるが、これも商人法の国家法への取り入れの一例であろう。
20 もっとも、学説では、些細な変更に対して適時に異議を述べない場合は、信義則の適用により、反対申込みに対する承諾とみなされる見解が有力に唱えられている（加賀山茂『契約法講義』（日本評論社 2007 年）70 頁）。
21 野村前掲注（1）46 頁。
22 履行請求権の性質に関する伝統的立場およびそれに対する批判について、潮見佳男『債権総論（第 3 版）』（信山社 2007 年）65－67 頁参照。
23 内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権（第 2 版）』（東京大学出版会 2004 年）109 頁、後藤巻則『契約法講義（第 3 版）』（弘文堂 2013 年）173 頁。
24 後藤前掲注（23）173 頁。
25 半田吉信『契約法講義（第 2 版）』（信山社 2005 年）91 頁、東地判平成 2 年 12 月 20 日判時 2289 号 79 頁など。
26 野村前掲注（1）60 頁も参照。
27 内田前掲注（23）153 頁。

広範ではないが、民法 414 条は「債務の性質が強制履行を許さない場合」を例外として挙げている。従って、芸術作品等の創作のような PICC7.2.2(d)が挙げている「当該債務者のみがなしうる性格の」履行は、民法の下でも強制履行の対象から除外されると解されよう[28]。

（3）契約解除権と危険負担

上述したように、PICC は契約の解除権について、債務者の帰責事由を要件とせず、7.3.1 は、重大な契約不履行という客観的事実のみを要件としている。債務者に重大な不履行の事実があった場合に、債権者が契約した目的を達成できないか、債権者をこれ以上契約に拘束するのが合理的でないといえるため、契約の維持は無益であり、清算的処理として契約の解除を認めるという考えである。そして、帰責事由は「重大な」不履行かどうかの判断要素にはなるが、契約解除の独立した要件ではない（7.3.1(2)(b)）。未だ重大な不履行とまでは言えない履行遅滞については、7.1.5 の付加期間（催告）の規定を利用し、当該期間内に履行がない場合に、解除ができるようになる（7.1.5（3）および 7.3.3（3））。他方、民法 542 条が規定する定期行為に相当する契約債務の履行遅滞は、PICC の下では、7.3.1(2)(b)に該当するものとして、付加期間の付与を要せず、直ちに重大な不履行と解されよう[29]。

これに対して、民法では不履行の類型を問わず、債務者が立証責任を負うとはいえ、解除権を行使する共通要件として、債務者の帰責事由を要求するのは上述したとおりである。

さらに民法において厄介な点は、履行不能の場合に債務者に帰責事由があれば、PICC と同様に債権者は契約を解除できるが、債務者に帰責事由がない場合には解除はできず（民法 543 条）、民法 534 条以下に規定する危険負担の問題として処理されることである。

危険負担の原則は民法 536 条の債務者主義であり、債権者の反対債務が消滅し、債務者がすでに反対債務の給付を受けた場合には不当利得として返還しなければならないので、結果的に契約解除を認めたのとほぼ同様であるといえる[30]。これに対して、例外である民法 534 条の債権者主義の下では、反対債務は消滅しないため、契約解除を認める PICC の処理とは結果的に正反対である[31]。

（4）損害賠償請求権とその免責

損害賠償請求権の要件について、上述したように、PICC7.4.1 は債務者による契約不履行という客観的事実のみを挙げ、帰責事由は要求されず、その請求に対する抗弁として、不可抗力免責（7.1.7）が認められるに過ぎない。これに対して、民法では過失責任主義の原則から、415 条に明文で定められている履行不能による損害賠償に限らず、すべての債務不履行による損害賠償について債務者の帰責事由が要求される[32]。この場合、債務者の過失推定が働くため[33]、実質的には無過失免責ということができる[34]。つまり、PICC 上の不可抗力免責と、民法上の無過失免責の範囲の差異が問われることになる。

PICC7.1.7 条「不可抗力」は、債務者は不履行が自己の支配を越えた障害に起因するものであり、かつその障害は合理的に予見、回避、克服し得ないことを証明した場合に免責される旨規定している。この定義をみれば、戦争、動乱、大災害のみに限定されず広範であるといえ、むしろ民法でいう無過

[28] 内田前掲注（23）116 頁、121 頁。
[29] 私法統一国際協会前掲注（6）172 頁。
[30] 加藤前掲注（18）75 頁、加賀山前掲注（20）281 頁。
[31] 加賀山前掲注（20）281 頁。
[32] もっとも、上述したように金銭債務の不履行は免責されない（民法 419 条）。
[33] 最判昭和 34 年 9 月 17 日民集 13 巻 11 号 1412 頁。
[34] 加賀山前掲注（20）312 頁。潮見前掲注（22）106－111 頁も参照。

失に近いと考えられる[35]。なお、金銭債務の不履行に対する損害賠償について、上述したようにPICCと民法のいずれにおいても、利息の支払いは免責されない（PICC7.4.9、民法419条）。

また、損害賠償の範囲について、本稿で詳細に検討することはできないが、PICC7.4.2はドイツ法に倣って「全部賠償」を命じながら、結局は7.4.4「損害の予見可能性」において合理的に予見できない損害は賠償されない旨を定め、予見可能性のテストを課していることは明白である[36]。これに対して、民法416条「損害賠償の範囲」の下では、1項の通常損害は予見可能性の立証は不要で、2項の特別損害は予見可能性の立証を要するという条文の文言をみても、または同条の解釈論である相当因果関係論を考えても、予見可能性は賠償すべき損害の範囲を画す基準になると考えられ[37]、PICC7.4.4と発想を共通するということができる。

（5）まとめ

紙幅の関係で本稿では比較検討ができなかった点も多々あるが[38]、ここまで見てきたように、PICCと民法の主な「距離」は、①承諾の効力発生時期、②変更を加えた承諾の処理、③帰責事由なき履行不能の処理などにあり、約120年も前に制定された民法は、学説判例による解釈論上の修正を含めば、最新のPICCとは想像するほど大きく異なるものではなく、時代遅れなどの批判は当たるまい。もっとも、学説判例による解釈論上の修正は、外部（外国当事者）にとってアクセスと理解は容易ではなく、不透明性の問題は残る。ただ、この問題は、来る債権法改正において解消されるところが多いだろう。

4. むすびにかえて

ここでは、これまでPICCと民法を比較検討した点を中心に、平成27年3月31日付けで国会に提出された「民法の一部を改正する法律案」における修正点を析出し、本稿のむすびにかえたい。

第一に、承諾の効力発生時期について、承諾の発信主義を定めた現行法526条は法案では削除されているため、現行法97条が定める意思表示の到達主義に統一されることになり、PICCと同様になる。

第二に、契約の解除について、現行法に明文規定のない履行期前の解除権について、法案は542条2号において新設している。また、法案は不履行の類型を問わず契約解除について帰責事由を撤廃し[39]、危険負担に関しては、債権者主義を定めた現行法534条を削除している。これにより、債務者に帰責事由のない履行不能について、債権者は危険負担の債務者主義によって反対給付の履行を拒絶することができるし、契約を解除することもできるようになり、PICC の解決と結果的に一致するようになる。

第三に、損害賠償について、法案415条は債務者の帰責事由の不存在を抗弁に変更し、その構造はよりPICCに近いものとなった。また、金銭債務の不履行による損害賠償について、法案419条は不可抗力の抗弁を認めない現状を維持したうえ、かねてより批判の多かった年5分の法定利率について、法案 404 条は年 3 分を基準に法務省令による 3 年ごとの変動制を導入している。後者の点は、PICC7.4.9の立場に接近するものと見ることができる。

---

[35] 内田前掲注（23）138－139頁、潮見前掲注（22）115頁も参照。
[36] 野村前掲注（1）51頁参照。
[37] 内田前掲注（23）156－159頁参照。
[38] たとえば、錯誤による契約の無効ないし取消し、過大な不均衡（PICC3.2.7）、ハードシップ（PICC6.2.2と6.2.3）と事情変更の法理、履行期前の解除権（PICC7.3.3）、不履行の追完（PICC7.1.4）、などが重要である。
[39] 法案543条も参照。

これらのように、今回の民法改正法案では、PICC の内容に同様ないし類似する修正点が多く含まれ、改正が実現されれば民法は内容的透明性が向上するのみならず、「契約法の一般原則」と称される PICC に一層接近するということができる。これにより、国際的な契約法の調和に向けて、PICC が目指した「立法者のためのモデル」という役割が果たされる実績に一例を加えることになろう。